

## 企業年金連合会の受託事務の追加に係る企業年金連合会規約の変更について

### 企業年金連合会規約の一部を変更する規約

企業年金連合会規約の一部を次のように変更する。

#### 1 連合会の受託事務の追加

目次中「第11章 受託事務（第83条～第84条の2）」を「第11章 受託事務（第83条～第84条の3）」に改める。

第83条の見出し中「平成25年改正法」を「平成25年改正法等」に改める。

第84条を第83条の2とし、同条の次に次の二条を加える。

第83条の3 連合会は、整備等省令第58条の2に規定する事務を行う。

2 連合会は、前項の事務を行うにあたり、厚生労働省と業務受託契約を締結する。

第84条 削除

#### 2 字句修正等

第40条第2号中「第30条の7第3項」を「第30条の9」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に、「同法第30条の5第1項」を「同条」に改める。

附則第5条ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し平成28年4月8日から適用する。た

だし、第40条及び附則第5条に係る変更規定は、認可の日から施行し、平成28年1月4日から適用する。

(生存に関する届書の提出に係る経過措置)

第2条 この規約による改正後の企業年金連合会規約第40条の規定は、企業年金連合会規約附則第5条の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金基金連合会規約第36条の2の規定にかかわらず、平成17年10月1日前において、厚生年金基金連合会規約に基づき企業年金連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を有する者について適用する。

## 企業年金連合会規約等変更理由書

### 1 変更理由

#### (1) 連合会の受託事務の追加（第83条の3関係）

確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第90号）の施行に伴い、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）が改正されたことにより、政府が存続厚生年金基金から現価相当額を徴収する場合において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務について、企業年金連合会に委託することができることとなったため、連合会が当該事務を行うことを規約上規定する必要がある。

その他、上記に併せ、既存の規定に所要の変更を行う。

#### (2) 字句修正等（第40条関係）

住民基本台帳法の改正に伴い、引用規定等についての字句修正を行うものである。

### 2 変更内容

#### (1) 連合会の受託事務の追加（第83条の3関係）

連合会は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年3月24日厚生労働省令第20号）第58条の2の規定に基づき、厚生労働省からの委託を受けて、存続厚生年金基金から現価相当額を徴収する場合において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務を行う旨の規定を追加する。併せて、現行の第84条の規定を第83条の2に繰り上げ、第84条を削除とする。

#### (2) 字句修正等（第40条関係）

主な内容

- ・ 地方公共団体情報システム機構が保有する本人確認情報に係る根拠条文及び用語の変更

### **3 実施時期**

連合会の受託事務の追加（第83条の3関係）に係る規定は、認可の日から施行し、平成28年4月8日から適用することとし、字句修正等（第40条関係）に係る規定は、認可の日から施行し、平成28年1月4日から適用する。

企業年金連合会規約新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章～第10章 (略)</p> <p>第11章 <u>受託事務</u> (第83条～第84条の3)</p> <p>第12章～第17章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(生存に関する届書の提出)</p> <p>第40条 連合会が支給する第37条第1号、第2号及び第3号の給付（以下この条、次条第1項、第41条第1項、第43条、第44条第1項及び第2項並びに第44条の2第2項において「老齢年金給付」という。）の受給権者は、企業年金連合会給付規程（以下「連合会給付規程」という。）の定めるところにより、生存に関する届書を連合会に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 連合会が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>第30条の9</u>の規定により当該受給権者に係る<u>機構保存本人確認情報</u>（同条に規定する<u>機構保存本人確認情報</u>をいう。）の提供を受けることにより生存の事実を確認したとき</p> <p>(平成25年改正法等に基づき連合会が行う受託事務)</p> <p>第83条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章～第10章 (略)</p> <p>第11章 <u>受託事務</u> (第83条～第84条の2)</p> <p>第12章～第17章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(生存に関する届書の提出)</p> <p>第40条 連合会が支給する第37条第1号、第2号及び第3号の給付（以下この条、次条第1項、第41条第1項、第43条、第44条第1項及び第2項並びに第44条の2第2項において「老齢年金給付」という。）の受給権者は、企業年金連合会給付規程（以下「連合会給付規程」という。）の定めるところにより、生存に関する届書を連合会に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 連合会が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>第30条の7第3項</u>の規定により当該受給権者に係る<u>本人確認情報</u>（同法第30条の5第1項に規定する<u>本人確認情報</u>をいう。）の提供を受けることにより生存の事実を確認したとき</p> <p>(平成25年改正法に基づき連合会が行う受託事務)</p> <p>第83条 (略)</p>

新	旧
<p><u>第83条の2</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第83条の3</u> 連合会は、整備等省令第58条の2に規定する事務を行う。</p> <p><u>2</u> 連合会は、前項の事務を行うにあたり、厚生労働省と業務受託契約を締結する。</p> <p><u>第84条</u> 削除</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(給付に関する経過措置)</p> <p>第5条 平成17年10月1日前において、旧規約に基づき連合会が老齢年金給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を有する者の給付に係る旧規約の規定は、この規約の施行後もなおその効力を有する。</p>	<p><u>第84条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(給付に関する経過措置)</p> <p>第5条 平成17年10月1日前において、旧規約に基づき連合会が老齢年金給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を有する者の給付に係る旧規約の規定は、この規約の施行後もなおその効力を有する。<u>ただし、生存に関する届出に係る旧規約第36条の規定については適用せず、第40条の規定を準用する。</u></p>